

令和7年度 八王子市立檜原中学校

生活指導の方針（体罰防止）

「教育目標」

- 深く考え自ら学ぶ生徒
- 思いやりのある心豊かな生徒
- 健康でねばり強い生徒

【生活指導部の指針】

・檜原中生であることに誇りをもち、胸を張って社会に出ていける生徒を育てる。

中学校の卒業は、義務教育が終わる重要な節目であり、中学生段階は、社会に出ていくための準備期間である。中学校を卒業してからは様々な進路があり、どの進路を選択しても、適応できる生徒を育てる必要がある。

また、すべての生徒が安心して学校生活を送り、学校生活の様々な取組みを通して達成感をもてることが大切である。そのために大切なのは、“当たり前のことが当たり前に見える”ことである。基本的な生活の習慣を整え、互いに認め合い、高め合う集団を目指す。

そして、生徒が卒業していくとき、自身の3年間を振り返り、誇りをもち巣立っていけるよう、生徒主体の素晴らしい学校を目指す。

【重点目標】

1 基本的な生活習慣を身につけさせ、“当たり前のことが当たり前に見える生徒”を育てる。

- ① 時間を守る。
- ② 挨拶をする。
- ③ 授業を真面目に受ける。
- ④ 決まりを守る。

2 正しいことの通る集団、流されない集団を育てる。

- ① 学級委員会、生徒会活動の活発化。
- ② リーダーの育成。
- ③ いじめをしない、させない。

3 学校生活に一生懸命取り組ませ、成就感をもたせる。

- ① 学校行事の活性化。
- ② ボランティアを通じての地域貢献。

【指導上の基本姿勢】

- 1 生活指導は全職員の責任で行うものとする。
- 2 生活指導上の問題が発生したときは、全職員が一致団結して対応にあたる。
- 3 常にお互い、報告、連絡、相談を怠らない。(学年主任、生活指導主幹、管理職への報告)
- 4 全職員がより良い学校づくりを進めるために、内外の問題点を率直に話し合い、その対策について決定した方向を全職員で実践する。(速やかな情報共有)
- 5 生活指導に体罰・暴言を絶対にしない!させない!(生徒の人権に配慮した言葉遣い)
- 6 生徒の感情は受容し、行為は毅然とした姿勢で指導する。
- 7 感情任せに怒るのではなく、意図を明確にもって指導する。
- 8 生活指導は、担任任せではなく、生活指導主任を中心に学校全体で取り組む。(組織力の向上)

【生活指導部の基本姿勢】

- 1 「具体的処置例」等を常に確認し、指導の食い違いのないようにする。
- 2 生活指導部は、管理職の指導のもと全体の指示、連絡を行う。
- 3 事件、問題の報告や連絡は、生活指導主任及び副校長、校長に速やかにする。
- 4 特別な問題に対して、外部機関との連携等の適切な対応策をもって指導に当たる。

【体罰防止の取り組み】

- 1 日常的に全教員が体罰の否定について共通理解し、組織的な指導を行う。
- 2 指導の際、教員は感情的に怒ることは絶対にしないで、意図を明確にもって指導する。
- 3 生徒の感情は受容するが、間違った行為には毅然とした姿勢で言葉による指導をする。
- 4 全教員による体罰防止セルフチェックを毎月行い、管理職が確認する。
- 5 全教員による自己申告面談等を毎学期行い、体罰や暴言等について聞き取りを行う。
- 6 SCを利用するなど、生徒からの情報収集を心掛け、案件発生時には速やかに対応する。